

○石垣市水道事業給水条例

平成10年3月31日

条例第4号

改正 平成12年3月13日条例第1号

平成12年12月25日条例第42号

平成14年12月20日条例第36号

平成25年12月18日条例第41号

平成27年3月16日条例第12号

平成28年12月16日条例第33号

令和元年7月1日条例第22号

令和元年12月17日条例第41号

石垣市水道事業給水条例(昭和47年石垣市条例第96号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第6条～第19条)

第3章 給水(第20条～第30条)

第4章 料金、加入金及び手数料(第31条～第42条)

第5章 管理(第43条～第51条)

第6章 貯水槽水道(第52条・第53条)

第7章 補則(第54条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、石垣市水道事業の設置等に関する条例(平成7年石垣市条例第9号)第1条に規定する石垣市(以下「市」という。)水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 市水道事業の給水区域は、市の区域のうち水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第10条第1項による認可を受けた給水区域とする。

(用語の定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給水装置 需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた

給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

- (2) 用途 料金の算定の基礎となる給水の用途をいう。
- (3) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。
- (4) 管理者 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定に基づき水道事業に係る企業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (5) 水道使用者等 給水装置の所有者及び代理人又は使用者をいう。

(平12条例42・一部改正)

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (4) 船舶給水栓 船舶用に使用するもの

(平25条例41・一部改正)

(用途の区分)

第5条 用途の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般用(営業用及び浴場営業用以外の用に供するもの)
- (2) 営業用(料理店、飲食店、劇場、娯楽場等家庭生活に直接関係のうすい営業の用に供するもの)
- (3) 官公署用(官公署及び学校、幼稚園、保育所等その他これらに準ずる用に供するもの)
- (4) 浴場営業用(一般公衆浴場営業の用に供するもの)
- (5) 臨時用(建築工事、興行、売店等短期間臨時の用に供するもの)
- (6) 家事共用(2戸以上が1個の給水栓、1個の量水器で家庭生活の用に供するもの)
- (7) 演習用(消防演習の用に供するもの)
- (8) 船舶用(船舶の用に供するもの)

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第6条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり、管理者は必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(平12条例42・一部改正)

(給水装置の新設申込の保留)

第7条 第2条に定める給水区域内であつても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(開発等の事前協議)

第8条 給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、管理者が別に定める。

(新設等の費用負担)

第9条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第10条 給水装置の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。

5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(平28条例33・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給

水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第12条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) その他の経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第13条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に清算する。

(工事申込の取消)

第14条 管理者は、次の場合において工事の申し込みを取り消したものとみなす。

- (1) 指定期限内に工事費を納入せず、又は必要書類を提出しないとき。
- (2) 工事施行に際し申込者の責に帰すべき事由により着手できないとき。

(給水装置所有権の移転の時期)

第15条 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第16条 管理者は、市が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(原因者負担)

第17条 道路の新設、修繕その他の理由により配水管及び付属具又はこれに関連する止水栓までの給水装置の破損及び移転、改造その他の変更を要するときは、管理者がこれを施行し、これに要する一切の費用は原因者の負担とする。

(給水装置の変更等の工事)

第18条 管理者は、配水管の改良及び移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(第三者の異議についての責任)

第19条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第20条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても管理者は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第21条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第22条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第23条 共同住宅の所有者又は経営者がその共同住宅内に居住しない場合その他で管理者が必要と認めた者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第24条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 管理者は、使用量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。

3 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

4 メーターの位置が管理上不相当となつたときは、管理者は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第25条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の保管者は、メーターを常に清潔にかつ点検しやすい状態に管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠つたために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第26条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
  - (2) メーターの口径(以下「口径」という。)又は用途を変更するとき。
  - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
  - (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
  - (3) 消防用として水道を使用したとき。
  - (4) 共用給水装置の利用戸数に異動があつたとき。
  - (5) 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

(平25条例41・一部改正)

(私設消火栓の利用)

第27条 私設消火栓は、消防又は消防の演習若しくは管理者が特に認めた場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(平25条例41・一部改正)

(水道利用者等の管理上の責任)

第28条 水道利用者等は、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。
- 4 管理者は、第1項の管理義務を怠つた者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置及び水質の検査)

第29条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(災害時の場合における第三者の臨時使用)

第30条 管理者は、災害その他やむを得ない場合又は公益上必要と認めるときは、給水装置所有者以外の者に臨時に水道を使用させることができる。この場合において、水道使用者等は、これを拒むことができない。

2 前項の場合における使用水量は、管理者が認定する。

#### 第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第31条 水道料金(以下「料金」という。)は水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によつて水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第32条 料金は、基本料金と超過料金とメーター使用料との合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額(以下「消費税等相当額」という。)とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 基本料金及び超過料金は、別表1のとおりとする。

3 メーター使用料は、別表3のとおりとする。

(平25条例41・令元条例22・一部改正)

(料金の算定)

第33条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日(以下「定例日」という。)に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもつて定例日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。

3 管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、前2項の定例日を変更することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第34条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異常があつたとき。

- (2) メーターが設置されていないとき。
- (3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) 用途その他、算定基準の届出が事実と相違するとき。
- (5) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第35条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日を超えないとき、基本料金の2分の1の料金及び水量料金
- (2) 使用日数が15日を超えたとき、1か月とした基本料金及び水量料金
- (3) 使用水量及び用途を認定したときは、前各号に準じて算定する。

2 月の中途において、口径又はその用途を変更した場合の料金は、その使用日数の多い口径又は用途の料金によつて算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径又は用途の料金により算定する。

(無届使用に対する認定)

第36条 前使用者の給水装置を管理者に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第37条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第38条 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、第33条第2項の規定による場合は、2か月分をまとめて徴収することができる。

2 水道の使用を止めた場合であつてもその届出がないときは、料金を徴収する。

3 給水装置を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

4 徴収並びに督促に関する手続及び費用については、第54条の規定により管理者が定める。

(平27条例12・一部改正)

(加入金)

第39条 給水装置の新設工事又は改造工事(口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める額に消費税等相当額を加えた金額を加入金として納入しなければならない。

- (1) 新設工事 口径に応じ別表4に掲げる額
- (2) 改造工事 改造後の口径に対応する前項に規定する額から、改造前の口径に対応する前



号に規定する額を控除した額

2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事(共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。)の申込者は、前項の規定にかかわらず次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 当該共同住宅の戸数に前項に定める口径に対応する額を乗じて得た額

(2) 改造工事及び増設工事 当該共同住宅の増加戸数に前項に定める口径に対応する額を乗じて得た額

3 受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、前2項の規定を準用して得た額を加入金として納入しなければならない。

4 加入金は、給水装置工事の申し込みの際又は前項の規定により新たに給水を受ける際、納入しなければならない。

5 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては還付することができる。

(平25条例41・令元条例22・一部改正)

(工事負担金)

第40条 管理者は、開発行為又は住宅団地等の造成主その他の者(以下「造成主」という。)から、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水申し込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込者から配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用を工事負担金として、納入させることができる。

2 前項に規定する工事負担金の額は、管理者と造成主の協議の上、管理者が別に定める。

(手数料)

第41条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(1) 第10条第2項に規定する給水装置工事(修繕及び撤去工事を除く。)の設計審査をするとき。

設計審査 1件につき 300円

(2) 第10条第2項の材料の確認審査するときの審査手数料は、別表2のとおりとする。

(3) 第10条第2項の工事検査をするとき。

栓1個につき 200円

(4) 給水装置工事事業者指定手数料

1件につき 10,300円

(5) 給水装置工事事業者指定更新手数料

1件につき 10,300円

(6) 給水装置工事事業者指定再発行手数料

1件につき 5,000円

(7) 第44条第2項の確認をするとき。

1回につき 2,000円

(8) メーターの試験の請求を受け、その結果異状を認めないとき。

口径40ミリメートルまで 800円

口径50ミリメートル以上 1,000円

(令元条例41・一部改正)

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第42条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、加入金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第43条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第44条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(平12条例42・平28条例33・一部改正)

(給水の停止)

第45条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が第13条、第16条第2項、第24条第4項の工事費、第28条第2項の修繕費、第32条の料金又は第41条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなく、第33条の使用水量の計量又は第43条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発

しても、なお、これを改めないとき。

(1個のメーターで2戸以上が使用する場合はの特例)

第46条 1個のメーターで2戸以上の水道使用者がある場合において、1戸に対する給水の停止は、水道使用者全部に及ぶものとする。

(給水装置の切り離し)

第47条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(給水装置操作の禁止)

第48条 メーター、止水栓、私設消火栓その他特に定められた給水装置は、市職員又は指示された者以外これを操作してはならない。

(平25条例41・一部改正)

(家族等の行為に対する責任)

第49条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用者その他従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(過料)

第50条 市長は、次の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第24条のメーターの設置、第33条の使用水量の計量、第43条の検査又は第45条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第28条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4) 第32条の料金又は第41条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(5) 消火の場合を除くほか、管理者に届け出ないで私設消火栓を使用した者

(6) 止水栓又は分水栓を許可なく開閉した者

(平12条例42・平25条例41・一部改正)

(料金等を免れた者に対する過料)

第51条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第32条の料金又は第41条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(平12条例1・一部改正)

第6章 貯水槽水道

(平14条例36・追加)

(市の責務)

第52条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平14条例36・追加)

(設置者の責務)

第53条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(平14条例36・追加)

第7章 補則

(平14条例36・旧第6章繰下)

(委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平14条例36・旧第52条繰下)

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日より施行する。

2 この条例の施行前において、改正前の石垣市水道事業給水条例によつてなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成12年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年条例第36号)

この条例は、平成15年3月31日から施行する。

附 則(平成25年条例第41号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第12号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石垣市水道事業給水条例第33条の規定は、平成29年3月分以後の月分として算定する水道料金から適用し、同年2月分以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第22号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表1

(平28条例33・全改)

基本料金及び超過料金

水道事業設置区域

種別	用途別	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
専用給水装置	一般用	10立方メートルまで	1,230円	11～20立方メートルまで	140円
				21～30立方メートルまで	160円
				31立方メートル以上	180円
	営業用	10立方メートルまで	1,880円	11～30立方メートルまで	190円
				31～50立方メートルまで	210円
				51立方メートル以上	240円
	官公署用	10立方メートルまで	1,880円	11～30立方メートルまで	190円
31～50立方メートルまで				210円	
51立方メートル以上				240円	
浴場営業用	100立方メートルまで	2,800円	101立方メートル以上	90円	
臨時用	1立方メートルにつき	430円	1立方メートルにつき	—	
共用給水装置	家事共用	10立方メートルまで	1,230円	11立方メートル以上	140円

私設消火栓	演習用	1個1回 5分ごとにつき	430円	1個1回 5分ごとにつき	—
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき	430円	1立方メートルにつき	—

別表2

(平25条例41・一部改正)

1 材料確認審査手数料

種別		口径	50耗未満	50耗以上
給水管1メートルにつき	金属製品		30円	50円
	化学製品		20円	40円
水せん弁類、私設消火栓1個につき			120円	200円

2 材料確認審査手数料

種別		口径	50耗未満	50耗以上
異形管1個につき	金属製品		30円	50円
	化学製品		20円	40円
湯沸器、クーラー1個につき			120円	200円

別表3

メーター使用料

メーター口径	使用料金(1コにつき)
13ミリメートル	45円
20ミリメートル	75円
25ミリメートル	90円
40ミリメートル	140円
50ミリメートル	800円
75ミリメートル	1,035円
100ミリメートル	1,595円

別表4

加入金

メーター口径	加入金の額
13ミリメートル	16,000円
20ミリメートル	43,000円
25ミリメートル	70,000円

40ミリメートル	208,000円
50ミリメートル	320,000円
75ミリメートル	800,000円
100ミリメートル	1,360,000円